

蘇軾の政治批判の詩について

横山 伊勢雄

一 緒言

蘇軾（一〇三六一—一〇一）の文學の主要なモチーフは、一個の人間としてその本性を全うせんとすること―人生充實の追求―にあつたといえる。それは、自己を世に無用のものとして、社會的なつながりを離れたいわば私的な生活の場での自己の本性を全うせんとする隱逸の方向にある。したがつてこの態度を全生活に推し廣めれば、棄官歸隱の道をとることになるであろう。しかし、彼は最後まで官僚であることを辭めなかつた。そして一時期には、詩文において政治批判を展開し、筆禍事件によつて投獄されるということがあつた。

いわゆる隱逸における全一的生の充足と、隱逸から見れば最も世俗的な場である政治における活動とは、もともと相反し矛盾するものである。蘇軾はこの矛盾する二方向を、一個の人間の中に統合しようとした。つまり、「早歲便懷濟物意、微官敢有濟時心」の二つの精神の統合である。濟時の心は、公的な場において發現されねばならない。この濟時の心の發現が彼の政治批判の詩としてあるのであり、この部分を缺落させては、彼の文學活動を十全に把えることはできないであろう。よつて、本論文では、蘇軾の筆禍事件の原因となつた政治批判の詩を中心として、その詩の特色と、その詩の背景となつている蘇軾の政治思想について検討を加え、彼の政治批判の行動がその全一的生の充足とどうかかわつていたかを考察してみたい。

二 筆禍事件について

蘇軾が政治批判の詩文によつて御史臺の獄に投ぜられたことは、中國文學史上最初の筆禍事件として周知の事に屬するが、論述の便宜上、はじめに事件の經過を述べておく。

元豐二年（一〇七九）七月、湖州にて逮捕の上、都に護送されて、八月十八日に御史臺の獄につながれた。三ヶ月にわたつてきびしい取調べが続き、十一月三十日に結審、蘇軾を黃州團練副使として黃州へ流し、司馬光・黃庭堅ら二十九人を關係ありとして左遷あるいは罰銅を課し、歐陽修（當時既に故人）・文同ら四十七名は關係なしとして無罪という判決が下つた。（注²）

この判決を見ても分かる通り、この事件は蘇軾の詩文を口實としての政治的彈壓であり政治權力を握つていた新法黨が蘇軾を突破口に、舊法黨の主だつた人々を攻撃しようとするものであつた。後に新法黨の彈壓は益々激烈となり、蘇軾の死後まもなく、蔡京によつて元祐黨籍碑に刻まれた舊法黨の三百九人の名と功績はすべて削られ、著述は發禁となり版木は焼かれるに至るのであるが、その手はじめが右の筆禍事件であつた。（注³）

三 蘇軾の政治批判の詩

では、筆禍を招いた蘇軾の政治批判の詩はどのようなものであつたか、他の詩人の政治批判の詩とどのような違いを見せているか。御史臺の監察御史舒亶が蘇軾を起訴した劄子には、天子の政治を誹謗したものの一つとして、山村五絶の内二首が挙げられている。これは、杭州通判であつた蘇軾が、熙寧六年（一〇七三）、杭州の西南五十キロの新城地方を巡察した時に、農民の窮狀を見て作つた五首の連作の其三と其四である。まず其三を次に引く。

老翁七十自腰鎌

老翁七十 自ら鎌を腰にす

慚愧春山筍蕨甜

慚愧す 春山 筍蕨の甜きを

豈是聞韶解忘味

豈に是れ韶を聞いて解く味を忘るるならんや

邇來三月食無鹽

邇來 三月 食に鹽無し

この詩において蘇軾が言わんとしたことは、烏臺詩案の供狀によれば次の通りである。

此詩意言、山中之人飢、貧無食、雖老猶自採笋蕨充飢。時鹽法峻急、僻遠之人無鹽食、動經數月。若古之聖人、則能聞韶忘味、山中小民、豈能食淡而樂乎。以譏諷鹽法太急也。

當時、鹽法によつて鹽の專賣が強化され、密賣を嚴重に取り締つたため、それまで行商人の鹽にたよつていた貧民が、鹽を口にできなくなつたことを諷刺したものである。

山村五絶の其四は青苗法を諷刺している。

杖藜裹飯去忽忽

藜を杖つき飯を裹んで去ること忽忽たり

過眼青錢轉手空

眼を過ぐる青錢 手を轉じて空し

羸得兒童語音好

羸ち得たり 兒童 語音好きを

一年強半在城中

一年の強半は 城中に在り

青苗法は、毎春、稻がまだ青いときに農民に低利で金を貸付け、秋のとり入れ時に利息をつけて返還させた制度である。小農救済とともに政府資金の運用が目的であつたが、後には後者が主となり、金利による収益のためにこの法は北宋末まで續けられた。しかし當初から小農救済の實は上がらず、貸付けの收穫見積りが農民に不利であり、手續きがわずらわしくて役所に足を運ぶことが重なり農耕に支障をきたした。また、市街に出入りすることが多くなるために商人は消費をうながし、酒樓・妓樓がおかれて農村の若者をひきつけるなど、かえつて農村を疲弊さすことが多かつた。蘇軾の詩はこのことを諷刺したのである。

詩は平易であり、民情の一端を寫しながら諧謔的に新法を諷刺し、間接的に時の政治を批判する表現をとつてゐる。七絶という小品形式であり、それほど正面きつて社會疲弊の狀況をえぐるものでもないし、いわゆる社會詩の系列においても詩の藝術的完成度は高いものではない。なお蘇軾の詩の特色の一つである諧謔性はこのような諷刺の詩においても見ら

れ、たとえは「鴉種麥行」などにそれはいかんなく發揮されている。

ここでは、民情をうたつて間接的に政治批判を意圖する作品を、今一首見てみよう。次の詩は熙寧五年の作で、吳の地方の農婦の生活と心情を、その農婦の立場からうたつたものである。

吳中田婦歎

今年粳稻熟苦遲

今年 粳稻 熟すること苦た遅し

庶見霜風來幾時

霜風を見るを庶うに 來たるは幾時ぞ

霜風來時雨如瀉

霜風の來たる時 雨 瀉ぐが如し

杷頭出菌鎌生衣

杷頭には菌を出だし 鎌には衣を生ず

眼枯淚盡雨不盡

眼枯れ 涙盡きて 雨は盡きず

忍見黃穗臥青泥

見るに忍びんや 黃穗 青泥に臥すを

茅苦一月隴上宿

茅苦 一月 隴上に宿し

天晴獲稻隨車歸

天 晴れて稻を獲し 車に隨つて歸る

汗流肩赧載入市

汗は流れ肩は赧く 載せて市に入るに

價賤乞與如糠糶

價は賤く 乞與すること糠糶の如し

賣牛納稅拆屋炊

牛を賣りて税を納め 屋を拆きて炊ぐ

慮淺不及明年飢

慮淺くして 明年の飢には及ばず

官今要錢不要米

官は今 錢を要めて米を要めず

西北萬里招羌兒

西北 萬里 羌兒を招く

糞黃滿朝人更苦

糞と黃は朝に滿つに人は更に苦しむ

不如却作河伯婦

如かず（註）却つて河伯の婦と作らんには

この詩は、無告の民に代つて民情を上に訴え、爲政者の反省を求めるといふ傳統的な諷諭詩の形式に従つてゐる。杜甫のいわゆる「三吏三別」、白居易の「新樂府」「秦中吟」、梅堯臣の「田家語」「汝墳貧女」の詩などの系列に屬するものである。末四句に、苛税・異民族の侵入・朝にしかるべき人のいないことなど當時の政治のマイナス面を象徴的に連らね、田婦にいつそ河の神の嫁にいつたほうがまだ（入水して死んでしまいたい）と言わせてゐるのは、詩人の政治批判の強さを示してゐるといえる。しかし、詩の發想・表現ともに社會詩としては類型的である。

蘇軾の諷諭詩はおおむね右のような詩であり、御史臺において問題となつたものはむしろ、「讀書萬卷不讀律、致君堯舜知無術」（戲子由）といった詩一篇の中の數句である場合が多い。蘇軾の政治批判は、正面きつて詩全體に展開するというよりも、他の事象や心情をテーマとしつつその中の數句に毒針をふくませる方法を特色としてゐる。

なお宋代の社會詩には、新しい官僚士大夫階級の形成とともに、官僚のあり方に對する批判あるいは自省をテーマとするものが見られる。王禹偁が「對雪」の詩に、人民の寄生虫となつて耕さず弓矢をとらず安穩に暮している自分と、雪中に沈吟する人民とを對比しながら、強い自責の念を表明するのがそれである。王令の「雜詩」に、民を忘れ官職を自分を養うものと心得ている官吏、學問の名のもとに人を欺くのを楽しんでゐる腐儒を痛烈に批判してゐるのも、この系列に入る。（註）しかし、蘇軾の詩にはこのような作品は見られない。「平生所慚今不耻、坐對疲氓更鞭筆」（戲子由）と、やや自己嫌惡的に述べてゐるのがそのわずかな現われである。

大體において、蘇軾の社會詩は、例に擧げた他の詩人たちの作品と比較しても、その表現の鋭さ、讀み手に與える感動の強烈さにおいて、はるかに弱い。いうならば、蘇軾の社會詩は、當時の社會的、政治的状況の中に置いて讀めば、強い説得力をもつが、作品そのものをその背景から獨立させて讀めば、むしろ没個性的な作品が多いと斷じうる。しかるに何故そのような彼の詩が筆禍を起こし、それまでの詩人の詩がそうではなかつたのか。

從來のいわゆる社會詩は、おおむね地方官や下級官僚の場にある詩人が、重税や度重なる勞役と兵役に苦しむ民衆の姿をうたうものであつた。詩作の動機は、傳統的な諷諭意識による詩人の義務感、あるいは地方官として直接見聞した民衆の窮狀への同情にあり、憤りが基調となつて、表現もリアルなものが多い。しかし素材が類型的であり、問題が一般化されて、政治批判は間接的となり、その效用は乏しくなる。古來の諷諭の詩が、爲政者の反省の實をあげたためしはないのである。それは蘇軾より一世代前の梅堯臣の詩においてもそうであつた。^(注5)文學性は濃い、それだけに實際的效用は皆無に等しかつたのである。ところが蘇軾の場合は、政權擔當の可能な舊法黨の中に位置し、影響力が極めて大きい。また、批判の對象は現實の政治の具體面にかかわり、對立する當局への直接の攻撃となる。

さらに、蘇軾の「錢塘集」という市販の詩集が證據物件として御史臺に提出されたように、當時は作品が刊行されて、從來の書寫あるいは口誦によるよりも飛躍的に傳播が速くかつ廣くなつていた。また知識層の擴大^(注6)によつて、詩における政治批判に關心をもちうる範圍が擴大されていた。

このような背景において、蘇軾の詩が人心に影響することの大きいことを、當局は最も恐れたのである。監察御史舒亶の劄子に、「有譏切時事之言、流俗翕然爭相傳」ことを看過すべからざることとし、同じく何正臣の劄子に、「軾所爲譏諷文字、傳於人者甚衆、今獨取鏤板而鬻於市者進呈」といい、兩者をうけた御史中丞李定の劄子には、「軾所爲文辭、雖不中理、亦足以鼓動流俗、(中略)、天下至今未至純者、殆以軾輩虛名浮論、足以感動衆人故也」との理由によつて誅すべしと斷じられているのである。

これらはいずれも文學外の狀況に起因している。つまり文學が社會的に直接の效用をもつてかかわるとき、そこに働く要素は總體的に見て、文學の内在的要素とは別の、外在的な諸要素の占める割合が極めて大きいのである。

なお言へば、政治を批判する詩人が反面においては批判されるべき側に立つていた。そこから前述の治者の意識における自己批判的な詩も生まれたのであるが、蘇軾などにはむしろ官吏は天子の獨裁政治の客體であるとの意識つまり被治者意

識が強い。このことは後述するが、こうした意識が宋代官僚の作つた社會詩の特色ともなつてゐる。ともあれこうした被治者の側に立つての政治批判が、人心を背後の力とする故に、蘇軾の豫想以上に當局を刺激したのである。

以上は、蘇軾の政治批判の詩と、それをとりまく状況の特色であるが、では彼はどのような思想によつて政治批判を行なつたのか、次にはこの内面的状況が検討されねばならない。

四 蘇軾の政治思想

弟の蘇轍の手になる「東坡墓誌銘」には、この間の事情を、「初公既補外、見事有不便於民者、不敢言亦不敢默視也、緣詩人之義、託事以諷、庶幾有補於國」という。時の政治が民衆の生活を壓迫するものであることを默視することができず、詩人の義によつて政治を諷刺し、國政は正の一助となることを願つたものだといふこの説が、いわば定説となつてゐる。しかしこれは消極的な動機でしかないと私は考える。なお蘇轍の言う「詩人の義」とは、諷諭詩による政治批判を詩の第一義とする儒家の詩觀をさす。「毛詩序」に集約されているその詩觀の中心は、詩は人の感情と精神の發露であり、それは政治的環境の差によつて治世の音（喜び樂しむうた）・亂世の音（怨みと怒りのうた）・亡國の音（悲哀と絶望のうた）となる。したがつて詩は政治の鏡となりうるものである。ここから、上は詩によつて下を風化するという教化撫民の效用の反面に、下は詩によつて上を諷刺するという效用が認められてくる。詩による批判が諷諭であれば、「これを言う者には罪がなく、聞く者がそれを戒めとする」はずである。ここから詩人は民のこころを代辯すべきもの、また民情を上^(注7)に傳えるべきものという觀念が成立し、詩人の義として繼承されてきた。たとえば白居易の諷諭詩はその自覺による實踐であつたのである。

蘇軾の政治批判の詩も、このような傳統的詩觀に依據してゐることは否定できないが、より積極的な動機は、彼が自身の政治思想に立脚して抱いた當時の政治状況に對する危機意識にあつたと見るべきであらう。

蘇軾が中央の政界に登場したのは、熙寧二年（一〇六九）に直史館判官となつた、三十四歳の時である。その年は、王

安石が參知政事となり、七月に均輸法を、九月には青苗法を公布し實施に移していく、變革の年であつた。翌年には王安石は宰相となり科擧の制を改め、保甲法を發布するなど新法を次々と實施していつた。

王安石について言えば、その新法の思想的根據は、「富其國者資之天下、欲富天下則資之天地」(與馬運判書)という、富國のために財を天下に資り、天下はそれを天地に資ることを考える開發主義にある。したがつて、「政事所以理財、理財乃所謂義也」(答曾公立書)と、理財の道を聖人の治世の道と同じとしている。財を重視すれば、「理天下之財者法、守天下之法者吏也」(度支副使廳壁題名記)と、その運用に法とその法を守る人を重視するのは論理の必然である。彼が、「制而用之存乎法、推而行之存乎人」(周禮義序)という人は、司馬光らのいう「徳の人」(注8)ではなく、「法を守る官吏」である。彼は官僚にも能吏型の人を求め、科擧の制においては詩賦にかえて經書と策論を採り、法律の知識を官僚にもたせようとした。しかし彼の進歩的な數々の變革は、運用に當る人を養成しきれず、また急激な制度の改革に民衆はとまどい、かえつて混亂を生じたのである。

新法黨のこのような經濟偏重の政策と、急進的な改革には避けられないものとしてある中央集權的な法制依存の傾向を舊法黨の人々は法家的であるとして批判し反對した。蘇軾も舊法黨の一人として、新法に反對したが、それはよく言われるような舊法黨のかつこにくくりこまれてしまふものではない。蘇軾は、はつきりした思想的立場をもつて、新法のあるもの(たとえば免役法)には賛成し、新法の多くには反對したのである。では彼は法をどのように考えていたか。

軾聞、治事不若治人、治人不若治法、治法不若治時。時者國之所以存亡、天下之所最重也。(略)、夫時者、豈其所自爲邪、王公大人實爲之。(略)、夫人勝法、則法爲虛器。法勝人、則人爲備位。人與法並行而不相勝、則天下安。(上兩制書)

蘇軾は政治においては、それに當る「人」を得、「法」が正しく運用されることを必要とし、その人と法は「時」において把えられねばならないとする。彼の言う時は、自然に推移する時ではなくて、つまりひとりで、で、できるものではなく、王公大人つまり政治をなす人が主體的に能動することによつてつくられる時である。人と法との關係においては、人が法

に優越すれば、法は現實性を喪失して虚器（形骸）となる。反對に法が人に優越すれば、人は自己を喪失して備位（法に驅使される客體）となつてしまふ、人と法とが時のもとに平等に行なわれるとき天下は安らぎ、人の生は充實しうる、と彼は主張している。これが彼の政治思想の根幹である。「任人而不任法、則法簡而人重。任法而不任人、則法繁而人輕。」（略）、夫欲人法並用、輕重相持、當安所折衷」（私試策問）という折衷論も、新法黨の法制偏重、舊法黨の徳人偏重のいづれとも異なる思想から結果された中庸の論であり、現實から歸納された一つの理論であつた。單なる折衷主義によるものではない。

法は天下萬民のためにあるべきものであるのに、新法が實施されている現在、法が人を備位とする形であり、登用される人は法の番人に専念する小人でしかない、蘇軾は見ている。

當今之勢、夫天下有二患。有立法之弊、有任人之失。二者疑似而難明、此天下之所以亂也。（策略三）

蘇軾は、新しい法の必要は認める。しかし、あまり社會の現象面にとらわれると、「因事以立法、事無窮而法日新」（策問三）という、事の變化に法が引きずられる結果をまねく。つまり事と法が人を置きざりにしては、法が人のためにあるものではなくなつてしまふ。

夫時可有否、物有廢興。方其所安、雖暴君不能廢。及其既厭、雖聖人不能復。故風俗之變、法制隨之。（議學校貢舉狀）

時つまり歴史の必然は、暴君の權力をもつてしても、聖人の知徳をもつてしても變えることはできない。その必然に従つて風俗は變化するのであり、法制はその變化に隨つて定めらるべきである、蘇軾は言う。

以上が蘇軾の法思想の根本である。彼はこの法思想により、過度の法制依存はみせかけの繁榮と秩序によつてかえつて民の性を疲弊させるものとして、新法に反對したのである。

天下治亂、皆有常勢。（略）、天下之患、莫大於不知其然而然。不知其然而然者、是拱手而待亂也。國家無大兵革幾百

年矣。天下有治平之名、而無治平之實。有可憂之勢、而無可憂之形、此有未測者也。(策略一)

今まで長く平和が続いた、その表面的な平和に安住していて、平和の底にひそむ憂うべき流れを認識しないならば、爲政者は手をこまぬいて亂を待つていることになる、蘇軾は言う。「今者治平之日久矣、天下之患、正在於此」(策略四)現在の平和の状態まさにそこに將來の患がある。然うとは知らないで然うである腐朽の實相こそ爲政者は見ぬかねばならない。天子が「治平の名」に酔つていては、「天下之心既去、而俛俛然抱其空器、而不知英雄豪傑已議其後」(策略五)ということになるであろう。また、法に依存して強權による治平に満足しては、天下の亂はその法のうちにひそんでいることを反省しえない。

このような危機感によつて蘇軾は、熙寧四年正月より、次々と上書して警鐘を打ち鳴らすのである。まず一月に科擧の制の改革が無益なものと批判(議學校貢舉狀)した蘇軾は、二月に長文の「上皇帝書」を、三月には「再上皇帝書」を上奏して、青苗法以下の新法を時機に合わず民を疲弊さすものとして思い切つた批判を展開した。彼は、上書の内容は「許而不言、臣則有罪」(上皇帝書)と、官僚たるものの責務であるとするが、新法が實施されて「雖能驟至富強、亦以召怨天下」(同上)、「四海騷動、行路怨咨、自宰相以下、皆知其非、而不敢爭。」(再上皇帝書)状態にあることを憂い、罪さるるを覺悟で敢えてする批判だつたのである。

蘇軾の新法を非とする基本的立場は、富國を急ぐあまりに、民を壓迫し、現實を見究めて未來を見通すということなしに性急に實施された、「此法醫之醫者之用毒藥、以人之死生、試其未效之方」(同上)のごときものと新法を見ることになつた。今ここに、彼の二つの上書における新法の一々についての批判を取り上げる紙幅がないので、彼の政治論の核心についてののみ、以下に述べておく。

臣之所欲言者三、願陛下結人心、厚風俗、存紀綱而已。(上皇帝書)

この上書において蘇軾が強調する第一は、天子が人心を得た政治をなすべきことにある。人心を離れて、あるいは人心

に背かれて、正しい政治は行ないえない。政治は萬民のためにあるべきものだからである。天子は人心を得た場合にのみその位にあり王たりうる。人心を失えば單なる獨夫（ひとりの男）にすぎない。したがつて、人主と萬民をつなぐ心の糸が斷ち切られれば、君臣の關係がたちまち仇讎の關係となる、「天下莫危於人主也、聚則爲君臣、散則爲仇讎」（同上）、そうした危うい存在關係が天子と人との結合であると蘇軾は規定する。だから「人主失人心則亡、此理之必然」（同上）ということになる。

ここに蘇軾が人心というときの「人」は、民だけではない。「自古存亡之所寄者、四人而已、一曰民、二曰軍、三曰吏、四曰士」（同上）という、天子以外の萬民を包含するものである。「此四人者、一失其心、足以生變、今陛下下舉而兼犯之」（同上）という、まさに憂うべき情勢に、今やある。蘇軾は、それが新法の實施に起因するとして、青苗法による農民の不安、均輸法による商人の不振などその具體例を示しながら、「民憂而軍怨、吏解體、而士失望、禍亂之原、有大於此者乎」（同上）と、大呼しているのである。なお、ここに王安石および司馬光と異なる「人」の概念と、前述の士・吏も被治者とみる蘇軾の考え方が示されている。宋代では三代目の眞宗の頃から進士の數が多くなりすぎ、官は舊に五倍するといわれ、人件費が國費の半分をしめる有様であつた。このことが君主の獨裁權の強化とあいまつて官僚の地位の相對的低下をきたし、士大夫に被治者意識が形成される因となつたのである。

したがつて、蘇軾の上述の批判も、治者として天子を補佐する立場からではなく、被治者の側に立つての批判であるところに意味がある。彼の「三つの主張」の第二の「厚風俗」も、民生の安定において人心を得ることに中心があるし、第三の「存紀綱」も、民生・民心の安定のために法を立てるべきとするものである。つまり、「國を富ませるために財を民にとる」發想ではなくて、民を豊かにするために財と法を運用する發想が蘇軾の政治思想の特質といえよう。

上述の蘇軾の批判は、新法の立脚點の根本をゆさぶるものであつたから、當局に危険人物視され壓迫を受けるところとなつた。同年六月に蘇軾は外任を乞ひ、杭州通判となつて都を離れた。しかし彼は以後八年間に、密州・徐州・湖州の各

知事を轉任しながら、新法下の民衆の窮狀を見て、政治批判の上書をくりかえし、また民情を詩にうたいつづけたのである。

彼はいわば野黨に屬している自分にとつては言論による批判しかないこと、その批判が實際的效用の乏しいことは熟知していた。その上でなお批判活動を續けたのは、「吏民上書、苟少有可觀者、宜皆召問優慰、以養其敢言之氣」(策略五)という、人心に基づく政治には敢言の氣風つまり吏民が積極的に政治上の發言をする風潮が必要であると考えていたからである。しかし、彼の願望は、彼自身が言論の故に獄に投ぜられることによつて、完全におしつぶされてしまった。この筆禍事件の後五十年で宋朝は金の侵略を招き、國土の北半を失つたことを考えれば、事件のもつ意味は決して小さくはないといえよう。

五 結 語

蘇軾は、上述のような確乎たる思想に基づいて、時の政治を批判した。その批判は上書などによる官僚としてのものと、詩による文學者としてのものという兩面からなされた。しかし彼は、その生涯をかけて、尖銳に政治を追求することはしなかつたのである。

筆禍事件以後、蘇軾はその政治思想を、一官僚としての自分の力の及ぶ範圍で實踐し、その限りにおいて、見るべき治績を残した。しかしその文學においては自己充足の隱逸的な本性追求が中心となつていく。つまり政治思想が齋物の思想に融合し、隱逸的志向と社會的志向の矛盾は、彼の全一的な生の思想のもとに解消されていくのである。それはまた官にあつて隱であるという中隱的な生き方として現われてくる。^(注)このことは蘇軾の政治家としてのまた文學者としての限界を示しているが、同時にそれが彼を彼たらしめている所以なのである。

ともあれ筆禍事件において蘇軾は、「文章固虛名」(初別子由詩)と社會的效用のためにする文學行爲のむなしさ無力さを熟知しながら、なお敢えて言を綴らねばならぬ知識人の辛酸をなめた。それは彼が自己の生の充實を願ひ、人々が己が

じじその生の充實を可能ならしめる世であることを願つたからである。そのために敢えて詩においてなした政治批判であつた。彼は、「豪氣一洗儒生酸」(約公擇飲是日大風)というごとく、現實社會における全一的生の衰弱を、豪氣という生の自奮によつて救おうとする。この生き方の一面面として彼の政治批判の詩文は把えるべきであらう。(本學講師)

〔注〕

- 1 「次韻柳子玉過陳絕糧二首」の其二。なお蘇軾の隱逸思想については、拙稿「蘇軾の隱逸思想について——陶淵明との關係を中心として——」(東京教育大學文學部紀要・國文學漢文學論叢第十四輯)參照。
- 2 この筆禍事件については、宋の朋九萬撰の「東坡烏臺詩案」に詳しく、關係する引用文は懺花齋叢書本の同書に據つた。
- 3 明の海瑞汝賢輯「元祐黨籍碑考」に見える。
- 4 王禹偁の「對雪」は五十句の長詩であるが、雪中の勞役と兵役に苦しむ民の姿をうたつた後に、「自念亦何人、偷安得如是、深爲蒼生蠹、仍尸諫官位、審諤無一言、豈得爲直士、褒貶無一詞、豈得爲良吏、不耕一畝田、不持一隻矢、多慚富人術、且乏安邊議、空作對雪吟、勤勤謝知己」とうたつている。また王令の「雜詩」は、「古人重非道、飢不苟豆羹、有爲非其心、或不脫冕行、如何後世人、以官業其生、鄙哉樂欺人、猶以學爲名」とうたうものである。
- 5 梅堯臣の社會詩については、拙稿「梅堯臣の詩論」(漢文學會々報第二十四號)參照。
- 6 庶民層からの進士及第者の増加はこのことを示しているが、一方「藏海詩話」に唐人のグループが自作自編の詩集を出版した記事が見られることは、當時における詩人層の擴大を示している。
- 7 白居易の諷諭詩の主張は、「新樂府」の序文や「與元九書」に見える。
- 8 司馬光の「才德論」に、世の賢者には才知の者と徳の者とがあり、才知の者は進取にはよいが必ずしも忠誠でないから徳者に制御使役さるべきであるという。
- 9 蘇軾の初期の思想には、「平生慕獨往、官爵同一屐」(自遷遊回至墨水詩)と、外物に束縛されずに自在に生きるためには、人を最も束縛する場である官職は棄てねばならないという考え方があつた。しかしやがて、莊子の齊物論に基づく絕對に自由な人間のあり方としての自由無碍の境地を求めようになり、「我生乘化日夜逝、……但應此心無所住、造物雖駛如余何」(百步拱詩)と心に執着を斷つこと、また「君子可以寓意於物、而不可以留意於物」(寶繪堂記)という物にとらわれないことを思想の中心とするようになる。つまり、あるものがあるがままに認める、實在するものを實在するがままに観るのである。したがって、官にあるも己が人生で

あり隠逸を求めるのもまた己が人生であるということになる。蘇軾の場合はこのような齊物の思想に立つての「中隱」であり、白居易が、官にあつて經濟的保障を得ながら隠逸を求めるのを中隱とした（中隱詩）ものとは内容を異にしている。